

女子被保険者特別健診Q & A

▼補助申請について

4月に子宮がん健診、10月に乳がん健診を受診する予定です。
両方とも補助を受けることはできるのでしょうか？

- ⇒ まとめて1回で申請することが条件となります。
この場合は、乳がん健診終了後、子宮がん健診の分もまとめて1回で申請してください。
子宮がん健診が終わった時点で補助申請をされると、その後、同一年度（4月～翌年3月）内に乳がん健診の補助申請はできなくなりますので、ご注意ください。

検査結果を聞きに行った際の診察料は申請できますか？

- ⇒ 診察料は、①健診目的のみ又は検査結果聴取のみ ②治療を要しない ③健康保険不使用の場合に限り、健診に伴う費用として補助の対象となります。
但し、これらの費用は、必ず健診費用とセットで申請していただくことが条件です。
別々に申請されると、2回目以降は補助の対象となりませんので、ご注意ください。

同じ年度内に、子宮がん検査を事業所の定期健康診断で受診し、乳がん検査を医療機関で受診しました。医療機関で個別に受診した分は申請できないのでしょうか？

- ⇒ 事業所で受診された分は、事業所（または健診機関）から直接健保へ費用請求されます。
医療機関で受診された分は、ご自身において補助申請が必要です。このように請求方法が異なりますので、事業所分とは別に立替え払いによる補助申請を1回でしてください。
但し、年間補助上限額（税込3万円）を超える分については、補助の対象となりません。
※該当される方は、できる限り、年度末に補助申請を行ってください。

健診を受けていたのですが、補助申請を忘れていました。
いつまで受け付けてもらえるのでしょうか？

- ⇒ 申請の年度締めは、健診年度（4月～翌年3月）終了後の4月20日※健保到着分までです。期限を過ぎますと補助の支給が行えませんが、ご注意ください。
※休日の場合は前日

▼検査項目について

病院に「子宮がん健診」として受診をお願いしたところ、細胞診検査以外に超音波検査やコルポスコピー（画像診断）もされました。全て補助の対象となりますか？

- ⇒ 平成22年度からは、検査方法の限定はありません。健診に伴う費用であれば、補助の対象となりますので、そのまま申請してください。
但し、明らかにがん健診に伴わない費用（例えば、骨粗鬆検査、予防ワクチン、補助申請のための証明等作成費用など）は、従来どおり補助の対象となりません。

▼領収書について

病院で受診し、健診名の記載のない領収書を受け取りました。
受け付けてもらえるのでしょうか？

- ⇒ 健診名の記載のない領収書は、受付できません。返却させていただきます。
お手数ですが、病院窓口で「乳がん検査、子宮がん検査、卵巣がん検査」であることがわかるよう但し書きを記載してもらってください。

▼補助金申請書の書き方について

セット料金のため、乳がん・子宮がん健診代の内訳がわからないのですが、

- ⇒ 合計額のみ記入してください。
但し、「領収書」には必ず「健診名」が記載されていることが条件となります。
記載のないものは受付できませんので、ご注意ください。

▼健診と保険診療について

なぜ、健診は健康保険でかかれないのですか？

- ⇒ 健康保険でかかれるか、かかれないかは、国の基準によって定められています。
健康保険は、病気やケガの治療に対して給付されるものですので、健康診断は治療ではないことから、健康保険ではかかれないことになっています。